

令和5年 10 月 24 日

国立市 健康福祉部 高齢者支援課 高齢者支援係

## 「富士見台2丁目遺贈地」利用者募集に係る公募型プロポーザルにおける質問と回答について

質問 No.	該当箇所	質問内容	回答内容
1	実施要領 P. 1 1. 目的・趣旨	「高齢者を中心」との記載がございますが、高齢者以外の世代の参加は排除されていないという理解でよろしいでしょうか。	ご明察のとおり、高齢者以外の世代の参加を排除する考えはございません。遺贈者のお気持ちを大事にしながら、より良い居場所づくりを目指したいと考えております。
2	実施要領 P. 1 2. 事業概要 (5)	市が運営団体に交付する補助金は、現行から変更となりますでしょうか。変更となる場合、その理由についてご教示頂けます様お願い致します。	現行から変更はございません。 しかしながら、実施要領上の記載に誤りがございました。そのため、市ホームページ上で修正内容等をご案内しております。
3	実施要領 P. 2 3. 公募概要 (3)	インデックスとはインデックスシールや付箋(ポストイット)と理解しておりますが、認識に相違ないでしょうか。また、正本については、インデックスを付けずに提出、または、インデックスを付して提出のどちらでもよろしいでしょうか。	インデックスについては、ご認識のとおりで相違ございません。正本に関しては、インデックスの有無について特段の指定はいたしません。
4	実施要領 P. 3 3. 公募概要 (3)	当団体は年次総会を開催し、令和 4 年度会計報告を実施致しました。その際提示した会計報告資料を提出書類として提示したいと存じますが、当該資料は、今回ご提示頂いた公募の要件を満たしておりますでしょうか。当該資料を添付致しますのでご確認頂けます様お願い申し上げます。	大変恐れ入りますが、決算書としては不十分な内容であり、添付いただいた書類ではお受付いたしかねます。 上段の【支出合計額】と、下段の【支出の部】の金額が一致せず、支出の合計金額が照会、把握できないためです。 収入と支出の金額及び内容等が、正しく把握できる資料をご用意ください。

5	実施要領 P. 4 5. 候補団体の選定	第1次審査の審査委員会 委員(4名)、第2次審査(プレゼンテーション審査・最大 18名予定)はどなたになりますでしょうか。具体的な氏名の開示が難しい場合や未決定の場合、可能な範囲で、属性や肩書等をご教示頂けます様お願い申し上げます。	通所型サービスBによる居場所づくりを目的とする「富士見台2丁目遺贈地」利用者選定審査委員会にて審査を行います。構成員は、国立市健康福祉部の管理職職員のほか、介護保険運営協議会の委員となります。
6	実施要領 P. 4 5. 候補団体の選定	最上位者が60点未満の場合、2位以下も60点未満となり全員不合格となると思われませんが、この場合、合格者はどのように決定されますか。 また、上記の認識に齟齬があればご教示ください。	すべて60点未満の場合、合格者なしとなります。 その場合、利用者の募集について、改めて検討いたします。
7	仕様書 P. 1 1. 前提事項 (4)	コーディネーターの役割について、具体的にお示し頂けます様お願い申し上げます。	企画立案、各種広報活動のほか、自団体の管理・統制、及び地域住民、市関係者等との連絡・調整などの活動実施全般に係る一連の対応となります。
8	仕様書 P. 2 2. 運営管理 (1)	鍵の管理方法について、仕様書に「活動にあたっては都度、市より借用し、活動終了後は、速やかに返却」と記載されていますが、どのような運用イメージを想定されていますでしょうか。現状の管理方法から変更になりますでしょうか。変更となる場合、その理由をご教示頂けます様お願い申し上げます。	開設からこれまでの経過をもとに多面的に検討した結果、現在の運用方法を見直すこととしました。 仕様書に記載のとおり、都度、活動前に市の担当職員より鍵の授受簿を介して受け取り、使用後はご返却いただくこととなります。
9	仕様書 P. 2 2. 運営管理 (3)	「(仮称)運営協議会」について、地域住民、その他の地域活動団体等とは、どのような方を想定されていますでしょうか。ご教示頂けます様お願い申し上げます。	地域住民とは、富士見台2丁目にお住まいの方を中心として考えております。 その他の地域活動団体等とは、近隣の自治会及び本事業が志向する通所型サービスBを実施している団体等を想定しております。
10	仕様書 P. 2 2. 運営管理 (4)	最大利用人数を20名とした理由についてご教示頂けます様お願い申し上げます。	主たる活動場所として想定している和室と食堂部分の面積を踏まえ、開設からこれまでの経過をもとに多面的に検討した

		<p>また、これまでの事例から、参加者が20名を超える機会が過去にあったため、最大利用人数について、35名以下とするなど、緩和をご検討いただけないでしょうか。(恒常的に20名以上が参加する状況をご懸念されるなどの場合には、例えば、21名～35名が参加する場合には市役所に事前の相談や届出を行うなどの仕組みで対応することをご検討いただけないでしょうか。)</p>	<p>結果、最大利用人数は20名と規定させていただきました。</p>
11	<p>仕様書 P. 3 2. 運営管理 (5)</p>	<p>「市の指導のもと、適切に且つ速やかに運営管理者の責任において対応」について、運営管理者は、どのようなやり方・流れで対応すればよいか、具体的にご教示頂けます様お願い申し上げます。</p> <p>また、「市の指導」を頂く際、その指導内容について、市、利用者、地域住民、運営管理者の間で、例えば「(仮称)運営協議会」の様な対話の場が設定され、指導内容の調整が実施されますでしょうか。</p>	<p>個々の事案、事象により、都度、柔軟な対応が求められる場合もございますが、特にトラブル発生時は、平時に増して当市と密な連携をお願いしたいと考えております。</p> <p>そのため、こまめな報告、連絡、相談を行い、適切に対処できるようにご協力をお願いします。</p> <p>尚、「(仮称)運営協議会」のような対話の場が設定され、トラブルを巡る話し合いが実施されるかどうかは、前述のとおり、個々の事案、事象によると考えます。</p>

以上